

振替決済口座に関する契約のご説明

(当書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです)

この書面をよくお読みください。

当行では、お客さまからのお申し出を受け当行がこれに承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、券面が発行されない有価証券（お客さまが権利を有する投資信託受益権）について当該口座への記載または記録を行います。

◆手数料について

当行は振替決済口座の管理について、所定の手数料を申し受けることがあります（現在、手数料は無料となっております）。

◆この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定に基づく書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。

【振替決済口座に関する契約の概要】

当行では、券面が発行されない有価証券（お客さまが権利を有する投資信託受益権）について、法令に従ってお客さまの振替決済口座に記載または記録します。

【当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要】

当行が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 33 条の 2 に基づき登録を受けた、法第 33 条第 2 項に規定する取引であり、当行において振替決済口座を開設していただいたうえで有価証券の募集等の取扱いを受付けます。

【この契約の終了事由】

- ▶ お客さまから解約のお申し出があった場合
- ▶ お客さまが手数料を支払わないとき
- ▶ お客さまが当行の投資信託受益権振替決済口座管理規定に違反したとき
- ▶ お客さまの振替決済口座に一定期間残高がない場合
- ▶ お客さまが振替決済口座開設申込時に行った反社会的勢力でないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき
- ▶ お客さまが投資信託受益権振替決済口座管理規定第 15 条第 1 項第 6 号に定める暴力団員等に該当することが認められ、または同号イからホまでのいずれかに該当することが判明し、当行が解約を申し出たとき
- ▶ お客さまが投資信託受益権振替決済口座管理規定第 15 条第 1 項第 7 号イからホまでのいずれかに該当する行為（暴力的な要求行為等）を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

【販売会社（登録金融機関）の概要等】

商号等	株式会社千葉銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第39号
本店所在地	千葉県千葉市中央区千葉港1-2
資本金	1,450億円（2019年3月31日現在）
設立年月日	昭和18年3月31日
主な業務内容	銀行業務およびその付随業務
連絡先	<p>■商品・サービスに関するお問い合わせ お取引のある本・支店 または ちばぎんテレフォンバンキングセンター 〈ちばぎんテレフォンバンキングセンター電話番号〉 0120-86-7889 (受付時間：銀行休業日を除く9:00～21:00)</p> <p>■ご意見、苦情の受付 千葉銀行 お客様相談室 0120-31-7889 (受付時間：銀行休業日を除く9:00～17:00)</p>
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会
対象事業者となっている 認定投資者保護団体	なし
当行の苦情処理措置及び 紛争解決措置 (金融ADR機関)	<p>一般社団法人 全国銀行協会 または 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターを 利用</p> <p>■ 一般社団法人 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p> <p>■ 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号：0120-64-5005</p> <p>※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。</p>